

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年10月29日現在）

所掌	事業の名称 補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
経済産業省	生産性革命推進事業	中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応することが必要となっています。このため、こうした断続的に行われる大きな制度変更に直面することに柔軟に対応していただくため、中小企業・小規模事業者の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援します。																(独)中小企業基盤整備機構 企画部生産性革命推進事業室 TEL：03-6459-0866 E-mail： seisanseikakumei@smrj.go.jp			
	補更新 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型〕、〔グローバル展開型〕	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、「回復型賃上げ・雇用拡大枠」[デジタル枠][グリーン枠]を新たに設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。	中小企業者等・小規模事業者等	【基本要件】 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 ＋3%以上／年 ・給与支給総額 ＋1.5%以上／年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金＋30円 ※ 回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。 ※ 新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします(回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く)。		■補助上限： ・一般型[通常枠]750万円～1,250万円(※) [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 750万円～1,250万円(※) [デジタル枠] 750万円～1,250万円(※) [グリーン枠] 1,000万円～2,000万円(※) ・グローバル展開型3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ■補助率： ・一般型 [通常枠] 1/2、小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3 [デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3 ・グローバル展開型 1/2、小規模事業者等2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053														
	補 【生産性革命推進事業】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔ビジネスモデル構築型〕	中小企業によるイノベーション創出を後押しするためには、従来の「ものづくり・商業・サービス補助金」のように、中小企業が作成した事業計画を実行することを支援するのみならず、その事業計画自体に斬新なアイデア、革新的なビジネスモデルが含まれるよう支援を行うことが必要です。本事業により、民間サービスとして継続的に中小企業のビジネスモデル構築・事業計画策定を支援する、拡張可能な先駆的プログラムの立ち上げを後押し、中小企業が持続的に経営革新に取り組んでいける「イノベーション・エコシステム」を構築します。	○中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人。(法人格を持たない任意団体や地方公共団体、個人事業主は対象外) ○複数の法人が共同して実施する場合は、代表者を定め、当該代表者を申請者としてください。補助金の支払いは代表者に対して行いますが、共同事業者や支援先中小企業が立て替えた経費を代表者が支払うことで、これを補助対象とすることが可能。 ※支援先の中小企業が支払う経費は、1者あたり200万円(税込み)を上限とします。	中小企業が①革新性、②拡張性、③持続性、を有するビジネスモデルを構築できるよう、30者以上の中小企業を支援するプログラムの開発・提供を補助します。 【基本要件】 ●中小企業 30 者以上 に対して、以下を満たす3～5年の事業計画の策定支援プログラム を開発・提供すること。 ①付加価値額：＋3%以上／年 ②給与支給総額：＋1.5%以上／年 ③事業場内最低賃金：地域別最低賃金＋30円 ●補助事業終了後1年で、支援先企業の80% 以上が事業計画を実行できるプログラム内容であること。		■補助上限：1億円(下限 100 万円) ■補助率： ・大企業の場合1/2 ・それ以外の法人2/3	ものづくり補助金事務局 TEL：050-8880-4053														
	補更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜通常枠(A・B類型)＞	IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等のみなさまが自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、みなさまの業務効率化・売上アップをサポートするものです。自社の置かれた環境から強み・弱みを認識、分析し、把握した経営課題や需要に合ったITツールを導入することで、業務効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図っていただくことを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	＜A類型＞ ・公募要領に定める6つの共通プロセスのうち、“共P-01～各業種P-06“から必ず1つ以上の業務プロセスを担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。 ＜B類型＞ ・公募要領に定める“共P-01～汎 P-07“の内、必ず4つ以上を担うソフトウェアである必要があります。 ・上記を満たしていることを要件として、大分類Ⅱ「オプション」、大分類Ⅲ「役務」に係る各経費も補助対象となる。		■補助対象経費：ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大1年分補助)・導入関連費等 ※公式専用サイトに公開予定のITツールが補助金の対象です。(一部のハードウェアを除く) ■補助率：1/2以内 ■補助金額： ＜A類型＞30万円～150万円未満 ＜B類型＞150万円～450万円以下	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749														
	補更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)＞	中小企業・小規模事業者等のみなさまが導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています。	中小企業・小規模事業者等	①補助事業者は、IT導入支援事業者により事務局に対して事前に登録されたITツールの中から導入するITツールを選択し交付申請を行う。その際、選択したITツールは上図4つの大分類中の大分類Ⅰ「ソフトウェア」のカテゴリー1に区分されるもので“会計・受発注・決済・EC”の機能を必ず1種類以上含んでいる必要がある。 ②大分類Ⅱ「オプション」、Ⅲ「役務」、Ⅳ「ハードウェア」の導入に係る各経費も併せて補助対象経費として申請する場合は、上記①の要件を満たしていること。交付申請に当たり、大分類Ⅰは必須である点に注意すること。 ③ハードウェアを補助対象経費として申請する場合は、そのハードウェアがソフトウェアの使用に資するものであること。		■補助対象経費：ソフトウェア購入費・クラウド利用料(最大2年分補助)・導入関連費等〔ハードウェア購入費〕 ■補助率：2/3以内～3/4以内 ■補助金額： ・ソフトウェア購入費・導入関連費：5万円～350万円以下 ・PC・タブレット等：下限なし～10万円 ・レジ・券売機等：下限なし～20万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749														
	補更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜セキュリティ対策推進枠＞	生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等においてサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援を行います。	中小企業・小規模事業者等	IT導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費用(サービス利用料(最大2年分))とする。補助事業者は、登録されたIT導入支援事業者への相談を行い、適切なITツールを選択し、申請すること。 ※ 補助の対象となるITツール：独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す。		■補助対象経費：サービス利用料(最大2年分) ■補助率：1/2以内 ■補助金額：5万円～100万円	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749														
	補更新 【生産性革命推進事業】 サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)＜デジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入類型)＞	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。 令和元年度補正の通常枠(A・B類型)及び令和3年度補正のデジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)とは、制度等により異なる点がありますのでご注意ください。	・商工団体等(例)商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等 ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体(例)まちづくり会社、観光地域づくり法人(DMO) 等 ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム	本事業では、サプライチェーン、商業集積地において、補助事業者が参画事業者を取りまとめて、補助事業グループとして実施する下記の事業経費を補助対象とする。また、1申請において、補助上限額内であれば、下記の事業を複数にわたって実施することも可能である。 A: 基盤導入経費 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用 B: 消費動向等分析経費 適格インボイス対応とも連携した異業種間の連携を行うIT ツールや地域における人流分析や商取引等の的面的なデジタル化に向けたIT ツールの導入費用 C: 参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 A及びBのIT ツール等を導入し、参画事業者が連携するために、代表事業者が取りまとめに係る事務費や導入したIT ツールから取得したデータを生産性の向上につなげるために、専門家に分析・活用してもらう費用		■補助額(1参画事業者あたり)、補助率 A: 基盤導入経費 ・ITツール：～50 万円 以下、3/4以内 50万円超350 万円、2/3以内 ・PC等：～10 万円、1/2以内 ・レジ等：～20 万円、1/2以内 B: 消費動向等分析経費 ・50万円×参加事業者数、2/3以内 C: 参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費 ・200万円又は(Aの補助額＋ Bの補助額) ×10× 補助率 2/3 のいずれか低い方、2/3以内	(一社)サービスデザイン推進協議会 ナビダイヤルTEL：0570-666-424 IP電話TEL：042-303-9749														

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年10月29日現在）

所掌	事業の名称	補 補助金・助成 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												R5年			給付・補助金額等	問合せ先					
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
経済産業省	生産性革命推進事業	補 更新 【全国商工会連合会 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型> 補 更新 【日本商工会議所 枠】 小規模事業者持続化補助<一般型>	小規模事業者等 が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために、取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助する。	小規模事業者等	補助対象となる事業は、次の（１）から（３）に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。複数事業者による共同申請も可能ですが、通常枠のみの申請となり、その場合には（４）の要件も満たす事業であることとします。 （１）策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な 販路開拓等のための 取組 であること。 あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 （２）商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること （３）以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業 ・本事業の 終了 後、概ね１年以内に売上げにつながる ことが 見込まれない事業 ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと思われるもの （４）共同申請 の場合には、連携する全ての小規模事業者等 が関与する事業であること。	※申請受付締切：予定は変更する場合があります。 第8回・R4.6/3 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R4.5/27 第9回・R4.9/20 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R4.9/12 第10回・R4.12/9 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R4.12/2 第11回・R5.2/下旬 事業支援計画書(様式4)発行の受付締切:原則 R5.2/中旬 ※事業支援計画書(様式 4) の発行に時間を要する場合があります	■補助上限 (通常枠)50万円 (賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠)200万円 (インボイス枠)100万円 ※複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同申請 の場合は、通常枠のみ申請可能。また、補助上限額は「1事業者あたりの補助上限額 50 万円」×連携小規模事業者等の数」の金額となります(ただし、500万円を上限とします)。 ■補助率:2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)	広島県商工会連合会 TEL:082-247-0221 日本商工会議所 TEL:03-6632-1502																			
	【サプライチェーン改革】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業(3次)	補	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクの大きい重要な製品・部素材について、サプライチェーン強化のため、国内の生産拠点を整備しようとする場合に、その設備導入等を支援します。	大企業・中小企業等	①補助対象事業A 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 (ア)補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50％以上であること (イ)表1に掲げる製品及びその部素材(レアメタル・レアアース等)を含む生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること (ウ)補助対象となる設備機械装置の性能(仕様・スペック)が、先端的であること ②中小企業特例事業 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業 (ア)中小企業であること (イ)表2に掲げる製品(以下「対象製品」という。)のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること (ウ)当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な(＝代替が効かない)製品・部素材(以下「部品等」という。)の生産等を行っていること(ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。) (エ)対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること (オ)部品等の生産能力を拡大する投資であること	● R4.3/1～R4.5/6 終了しました	■補助率 ・補助対象事業A 大企業:1/2以内から1/4以内 中小企業:2/3以内から1/4以内 ※補助対象経費の額に応じて段階的に補助率は低減。 ・中小企業特例事業:2/3以内 ■補助上限 〔補助対象事業A〕100億円 〔中小企業特例事業〕 5億円 ■事業期間 原則として令和7年3月31日まで ※大規模な投資案件は令和8年3月31日までとする申請も認める場合があります。	みずほサーチ&テクノロジー(株) TEL: E-mail:																			
	中小企業等事業再構築促進事業	補 更新	新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援するものです。 第6回公募からは、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高等減少要件の緩和などを行います。また、特に、ガソリン車向け部品から電気自動車向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設。 第7回公募からは、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応し、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、新たな支援類型を創設し重点的に支援していきます。	日本国内に本社を有する中小企業者等及び中堅企業等	下記①、②の両方を満たすこと。(※1) ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。(※2) ② 経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること。(※3) (※1)【大規模資金引上げ枠】、【回復・再生応援枠】、【最低賃金枠】、【グリーン成長枠】、【緊急対策枠】については、①、②の他に補助対象要件を別途設けています。また、【グリーン成長枠】については、①の要件は課されません。 (※2)売上高に代えて付加価値額を用いることも可能です。 (※3)事業終了後3～5年で、付加価値額の年平均3.0%([グリーン成長枠])については5.0%)以上、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均3.0%([グリーン成長枠])については5.0%)以上の増加を見込む事業計画を策定する必要があります。G23	● (6次)R4.3/28～R4.6/30 (7次)R4.7/1～R4.9/30⇒R4.10/5 (8次)R4.10/3～R5.1/13	■補助金額 [通常枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに:100万円 ～ 8,000万円 [大規模資金引上げ枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに:8,000万円超～1億円 [回復・再生応援枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに:100万円 ～1,500万円 [最低賃金枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに:100万円 ～1,500万円 [グリーン成長枠] 中小企業者等:100万円～1億円 中堅企業等:100万円～1.5億円 [緊急対策枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに:100万円 ～ 4,000万円 ■補助率 [通常枠] 中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3) [大規模資金引上げ枠] 中小企業者等 2/3 (6,000万円を超える部分は1/2) 中堅企業等 1/2 (4,000万円を超える部分は1/3) [回復・再生応援枠] 中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3 [最低賃金枠] 中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3 [グリーン成長枠] 中小企業者等 1/2、中堅企業等 1/3 [緊急対策枠] 原則、中小企業者等 3/4、中堅企業等 2/3	事業再構築補助金事務局 コールセンター ＜ナビダイヤル＞0570-012-088 ＜IP電話用＞ 03-4216-4080																			
	事業復活支援金	給	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。	①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者 ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50％以上又は30％以上50％未満減少した事業者	【基準期間】 「2018年11月～2019年3月」、2019年11月～2020年3月」、2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間 (対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること) 【対象月】 2021年11月～2022年3月のいずれかの月 (基準期間の同月と比較して売上高が50％以上又は30％以上50％未満減少した月であること)	● R4.1/31～R4.5/31⇒R4.6/17 終了しました	<table><tr><th colspan="4">< 上限額 ></th></tr><tr><th>売上高減少率</th><th>個人事業主</th><th colspan="2">法人</th></tr><tr><th></th><th></th><th>年間売上高※1 1億円以下</th><th>年間売上高※1 1億円超～5億円</th></tr><tr><td>▲50%以上</td><td>50万円</td><td>100万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td>▲30%以上 50%未満</td><td>30万円</td><td>60万円</td><td>150万円</td></tr></table> ※1 基準月(2018年11月～2021年3月の間)で、対象月※2を判断するため売上高の比較に用いた月(基準月)を含む事業年度の年間売上高 < 算出式 > 給付額 = (基準期間※2の売上高) - (対象月※3の売上高) × 5 ※2 基準期間とは、「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間のうち、対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間 ※3 対象月とは、2021年11月～2022年3月のいずれかの月のうち、基準期間の同月と比較して売上高が50%以上又は30%以上50%未満減少した月で、申請に用いる月	< 上限額 >				売上高減少率	個人事業主	法人				年間売上高※1 1億円以下	年間売上高※1 1億円超～5億円	▲50%以上	50万円	100万円	250万円	▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	150万円
< 上限額 >																											
売上高減少率	個人事業主	法人																									
		年間売上高※1 1億円以下	年間売上高※1 1億円超～5億円																								
▲50%以上	50万円	100万円	250万円																								
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	150万円																								
(独法)日本貿易振興機構	海外サプライチェーン多元化支援事業(設備導入補助型)	補	本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産拠点の多元化等によってサプライチェーンを強化し、日ASEAN経済産業協力関係を強化することを目的としております。	日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有している民間事業者等	・日ASEANサプライチェーン強化に貢献する事業であること。 ・ASEAN等における事業実施法人(海外子会社または海外孫会社)による事業計画であること。 ・導入する設備により製造する製品・部素材がサプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要なものであること。 ・導入する設備により製造する製品・部素材が日本における、海外生産割合が50%以上であり、かつ、一国への集中度が15%以上であること。 ・日本国内での自社生産量の減少をもたらすものでないこと。	● (第5回) R4.1/31～R4.3/31 (第6回) R4.8/29～R4.10/28 終了しました	■補助率口 補助率は、以下の※企業規模ごと(大企業、中小企業)の補助率に、補助率調整指数(20%～100%)を乗じた率以内で、提案内容の審査結果を踏まえて、最終的な補助率が決定されます。 ※企業規模ごと(大企業、中小企業)の補助率 ・大企業:1/2以内 ・中小企業:2/3以内 ※補助対象経費の額に応じて企業規模ごとの補助率は段階的に低減する補助率となります。 ■申請金額:1億円～15億円 ※補助事業にかかる補助対象経費の額ではありません。申請される補助金の額の下限と上限になります。	海外サプライチェーン多元化等支援事業支援事務局 TEL:03-3582-5410																			
農林水産省	外食産業事業継続緊急支援事業のうち、業態転換等補助金(外食産業向け)	補	新型コロナウイルス等の影響により経営環境が悪化した外食産業が、今後の事業継続および需要喚起を行うための業態転換等の取組みを支援する	※応募にあたっては、共同事業者(中小企業診断士、建築会社、システム会社など)を含めた内容で申請してください。	新型コロナウィルス等の感染症拡大防止対策を前提とした、飲食店における業態転換などが対象となります。 ※たとえば、「現在扱っている商品・サービスの内容を変える取組」や、「商品・サービスの提供方法を変える取組」などが対象となります。 ■補助対象経費 ○事業に係る建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、外注費、広告宣伝・販売促進費、研修費等 ○委託費	● (1次)R4.6/15～R4.8/1 (2次)R4.9/15～R4.10/31 終了しました	■補助率:1/2以内 ■補助金:上限1,000万円以下、下限100万円以上 (総事業費200万円以上のものを対象とします)	R4 外食業態転換事業 事務局 ＜(株)日本能率協会コンサルティング＞ 専用ナビダイヤル:0570-067766																			

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ

（令和4年10月29日現在）

所掌	事業の名称 補給 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
厚生労働省	給更新 雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主) (特例措置) 令和2年4月1日から 令和4年2月31日6月30日 までの休業等に適用	業種の事業主を対象としています。 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている														①休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3) ②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4) ※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり13,500円(R4.1～2月は11,000円、R4.3～6月は9,000円)	最寄りの都道府県労働局、ハローワーク。またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 TEL:0120-60-3999		
	給更新 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり	以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主を支援するものになり ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	※R3.8/1～10/31までの休暇に関する申請期限は、R3.12/27まで ※R3.11/1～12/31までの休暇に関する申請期限は、R4.2/28まで ※R4.1/1～3/31までの休暇に関する申請期限は、R4.5/31まで ※R4.4/1～6/30までの休暇に関する申請期限は、R4.8/31まで ※R4.7/1～9/30までの休暇に関する申請期限は、R4.11/30まで ※R4.10/1～11/30までの休暇に関する申請期限は、R5.1/31まで													休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,355円(R4.1月～2月:11,000円、R4.3月～9月:9,000円)を日額上限とする。 ※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域(原則都道府県単位)に事業所のある企業については 令和4年7月～9月は15,000円、10月～11月は12,000円15,000円。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999			
	給 西立支援等助成金(介護離職防止支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のため有給休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境整備した中小企業事業主を支援。	右記要件を満たす中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度(最低20日間取得可能)を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主を支援 ※「介護のための有給の休暇」は、労働基準法に基づく年次有給休暇とは別に設けていただく必要があります。 ※法定の介護休業(対象家族1人につき合計93日)、介護休暇(年5日(対象家族2人以上の場合は年10日))は別途保障していただく必要があります。 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した休暇が対象。														労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満:20万円 取得した休暇日数が合計10日以上:35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)		
	給更新 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給。	令和2年4月1日から9月30日 令和3年2月28日令和4年3月31日6月30日9月30日 までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者	左記のとおり	※R3.10～11月までの休業に関する申請期限はR4.2/28まで ※R3.12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R3.4～12月までの休業に関する申請期限はR4.3/31まで ※R4.1～3月までの休業に関する申請期限はR4.8/30まで ※R4.4～6月までの休業に関する申請期限はR4.9/30まで ※R4.7～9月までの休業に関する申請期限はR4.12/31まで ※R4.10～11月までの休業に関する申請期限はR5.2/28まで													①1日当たり支給額(8,355円(令和4年7月までは8,265円)が上限)×②休業実績 ※①②の算定方法は以下の通り ①:休業前の1日当たり平均賃金額×80% ②:各月の日数(30日又は31日)ー就労した又は労働者の事業で休んだ日数	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL:0120-221-276		
	給 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用助成金	「トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)」は、新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用する制度です。	次の全要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 令和2年1月24日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した※ ② 紹介日時点で、離職している期間が3か月を超えている※ ③ 紹介日において、就労経験のない職業に就くことを希望している※ ※「離職」にはシフト制労働者等のシフトが減少した場合等も含まれます。																■支給額(月額) ・新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース(※1):最大4万円(最長3か月) ・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース(※2):最大2.5万円(最長3か月) ※1 求職者が(常用雇用)(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合 ※2 求職者が(常用雇用(短時間労働))(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用を希望する場合 【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	
産業雇用安定助成金	補 産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成します。	(1)新型コロナ感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主) (2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主) ■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 供給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	■本助成金の支給対象となる「出向」 ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向であること ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことを前提としていること ・出向元と出向先が、親会社と子会社の間の出向でないことや代表取締役が同一人物である企業間の出向でないことなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ・出向先で別の人を離職させるなど、玉突き出向を行っていないこと ■本助成金の支給対象となる「出向労働者」 ・出向元事業所において雇用される雇用保険の被保険者(ただし、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方を除きます。)であって、本助成金の支給対象となる「出向」を行った労働者であること。 (1) 出向開始日の前日まで出向元事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月未満である方 (2) 解雇を予告されている方、退職願を提出した方または事業主による退職勧奨に応じた方(離職の日の翌日に安定した職業に就くことが明らかな方を除く。) (3) 日雇労働被保険者である方 (4) 供給調整の対象となる他の助成金などの支給対象となっている方	R3.2/5～													【出向運営経費(出向中に要する経費の一部を助成)】 出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等 ・助成率 (イ)出向元が労働者の解雇等を行っていない場合 → 9/10(中小企業)、3/4(中小企業以外) (ロ)出向元が労働者の解雇等を行っている場合 → 4/5(中小企業)、2/3(中小企業以外) ・上限額 12,000円/日(出向元、出向先の計) 【出向初期経費(出向の成立に要する措置を行った場合に助成)】 就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備等 ・助成額 出向元・出向先 各10万円/1人当たり(定額) ・加算額(※) 出向元・出向先 各5万円/1人当たり(定額) (※)出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。	最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)、ハローワーク等		
	補 人材確保等支援助成金(テレワークコース)	良質なテレワークの新規導入・実施により、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業事業者に助成【支給対象となる経費の範囲】 次の取組の実施に要した費用が支給対象となります。 ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修	【機器等導入助成】 ①テレワーク実施計画を作成し、管轄の労働局に提出してその認定を受けること。 ②計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、テレワークに関する制度として、所定の内容を規定した労働協約又は就業規則を整備すること。 ③上記①の認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、実際にその取組を実施すること。 ④評価期間(機器等導入助成)におけるテレワーク実施対象労働者のテレワーク実施状況が、以下以下(1)または(2)の基準を満たすこと。 (1)評価期間(機器等導入助成)において、1回以上、テレワーク実施対象労働者全員がテレワークを実施すること。 (2)評価期間(機器等導入助成)にテレワーク実施対象労働者が週平均1回以上テレワークを実施すること。 【目標達成助成】 ①離職率に係る目標の達成 (1)テレワークに関する制度の整備の結果、評価時離職率が、計画時離職率以下であること。 (2)評価時離職率が30%以下であること。 ②評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日からの3か月間に1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間(機器等導入助成)初日から1年を経過した日における対象事業所の労働者数に、計画認定時点における対象事業所の労働者全体に占めるテレワーク実施対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。															【機器等導入助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の30% ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円 【目標達成助成】 1企業あたり、支給対象となる経費の20% ＜生産性要件を満たした場合35%＞ ※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。 ・1企業あたり100万円 ・テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL:082-221-9247		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	補 頑張る中小事業者月次支援金	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小事業者に対して、県独自の幅広い支援を実施します。 【追加支援】飲食店の休業・時短営業の影響により、売上が70%以上減少した場合の上限金額を拡大します。	緊急事態措置等や広島県の集中対策実施に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した県内の法人または個人であって、次の全てに該当する者 ①広島県内に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること。 ※確定申告書記載の納税地が広島県内であること ②中小企業基本法で定義する中小企業であること(個人事業者を含む) ③2022年対象月(1月分)の月間売上が2019年から2021年(申請者が選択する年)同月比30%以上減少していること。 ④対象月において、広島県の「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと ⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと ⑥県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること ⑦今後も事業を継続する意思があること																	■支給額 [2019年から2021年のいずれかの対象月の売上]ー[2022年の対象月の売上] ■支給上限額 ●中小法人 ・売上減少率90%以上:上限60万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限40万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限20万円/月 ・売上減少率30%以上～50%未満:上限8万円/月 ●個人事業者 ・売上減少率90%以上:上限30万円/月 ※ ・売上減少率70%以上90%未満:上限20万円/月 ※ ・売上減少率50%以上70%未満:上限10万円/月 ・売上減少率30%以上～50%未満:上限4万円/月 ※「飲食店の休業・時短営業の影響により売上が減少した」場合に限る	頑張る中小事業者月次支援金センター TEL:082-248-6853
	補 更新 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金	広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。	・県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等※ ※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び交付要綱に定める事業者をいいます。 ・県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体	■補助対象とする外国人材 在留資格が次のいずれかであること ◎高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部 ■補助対象経費 水際対策のために県内企業等が負担した外国人材の受入れに係る宿泊費及び待機期間短縮のための検査費 ※消費税及び地方消費税は含めません。 ※令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した者(外国人材に係るものに限り、出張に係るものを除きます。) ■補助対象期間 —令和3年度外国人材の新規入国の一時停止措置解除日～令和4年2月28日→令和5年3月10日 令和3年11月8日～令和5年3月10日 ※当日消印有効																■補助率:1/2 ■補助上限額:1人当たり45,000円 (宿泊費:1泊当たりの上限額3,000円、検査費:上限額10,000円)	広島県商工労働局 雇用労働政策課 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金担当 TEL:082-513-3410

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称	補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島県	新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金	補更新	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため、災害復旧等進捗を急ぐ事業が多く人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等を雇用する事業主に対して、助成金を支給します。	【助成金の申請者】 本助成金の支給申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金支給のための要件を満たす労働者を3か月以上継続して雇用する意思があり、かつ、県税の滞納のない者であって、次のいずれかに該当する者となります。 (1) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (2) 令和3年度及び令和4年度において、県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の認定を受けている者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの (3) 広島県が発注した建設工事に助成金の申請日から起算して過去5年以内に下請負人としての実績を有する者であって、主たる営業所を広島県内に有するもの (4) 広島県が発注した測量、建設コンサルタント業務に助成金の申請日から起算して過去5年以内に再委託人としての実績を有する者であって、登記簿上の本店を県内に有するもの 【対象労働者】 雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。 (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用(広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。)されていないこと。 (2) 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。 (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等であること。 (4) 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による被保険者(ただし、一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く。)であり、原則、雇用期間の定めのないこと。 (5) 1週間の所定労働時間が30時間以上であること	適用期間: R3.2/1～R4.3/31⇒R4.9/30 ※この期間に対象労働者を新たに雇い入れる申請者が当該助成の適用対象となります。 対象労働者の雇入れ日が令和4年3月31日以前 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して2か月以内 対象労働者の雇入れ日が令和4年4月1日以降 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して3か月以内													■助成金額 ・月額(上限):20万円/月 ・総支給額(上限):120万円(20万円/月×3か月×2期) ・助成対象期間:6か月間を上限とし、令和4年9月令和5年3月実績まで	広島県土木建築局 建設産業課 入札制度グループ TEL:082-513-3821			
	アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金	補更新	アフターコロナを見据え、新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画を新たに作成し、承認を受けた事業者に対して、経費の一部を補助します。	新事業展開(デジタル化を含む)などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む経営革新計画の承認を受けている事業者(30社程度) ※補助金申請には、経営革新計画の承認を受けていることが必要となります。	■補助対象経費 ・設備投資における機械装置等購入費、車両購入費 ・人材育成における専門家謝金、専門家旅費 ・販路開拓における広報費、展示会等出展費 等	●R4.3/28～R4.10/31 (公募締切)第1回:R4.4/20～R4.6/31 第2回:R4.6/1～R4.8/31 第3回:R4.9/1～R4.10/31 ※公募締切回ごとで、補助対象期間が異なりますので、留意ください。											■補助率:2/3以内 ■補助限度額:上限1,000千円	広島県中小企業団体中央会 「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金窓口」 TEL:082-228-0926				
	経営革新再チャレンジ応援補助金	補	新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰を受け業況が厳しい中、県から経営革新計画の変更の承認を受けて、新事業展開などに取り組む意欲的な事業者を支援することで、経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を図ることを目的としています。	次の全てに該当すること。 (1)令和4年2月28日までに広島県の経営革新計画の承認を受け、令和4年7月29日以降、本補助金申請を前提とした広島県の経営革新計画の変更承認を受けている者 (2)変更承認を受けた広島県の経営革新計画の期間内に、本補助金事業が完了する予定の者 (3)アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金の交付決定を受けていない者 (4)広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者 (5)暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者	■補助対象事業 次の1から3までの事項全てに該当すること。 (1)広島県から承認を受けた変更後の経営革新計画に記載している新事業展開(デジタル化を含む)や、人材育成、販路開拓などに取り組む事業であること (2)機械装置等及び車両の導入は「広島県内」において実施する事業に限る (3)国、広島県又はその他の地方公共団体の補助金(上乗せを除く)において、重複して交付決定を受けていないこと ■補助対象経費 (1)機械装置等購入費 (2)車両購入費(※キッチンカー、宅配バイク、ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械設備に限る。) (3)広報費 (4)展示会等出展費 (5)専門家謝金 (6)専門家族費 (7)(1)～(6)にかかわらず事業遂行のために必要な経費がある場合は別途ご相談下さい。	●R4.7/29～R4.11/30												■補助率:2/3以内 ■補助限度額:上限1,000千円	広島県中小企業団体中央会 「経営革新再チャレンジ応援補助金窓口」 TEL:082-228-0926			
	広島県飲食事業者チャレンジ応援事業	補New	感染症拡大防止と経済活動の両立へ向けた取組やインバウンド観光客の受入環境整備など、「前向きな取組」を行う飲食店に応援金を助成します。	広島県内で飲食業を営む中小事業者(個人事業者含む)であり、運営する店舗が「広島積極ガード店ゴールド認証店」であること。	県内の飲食業を営む中小事業者が、令和4年7月1日以降に、新たに以下に掲げる「前向きな取組」を行い、売上を確保する際に係る経費の一部を助成します。 「前向きな助成対象となる「前向きな取組」とは、以下(1)～(3)の3つのいずれかに該当する取組(重複可)とします。 (1)感染拡大防止に向けた取組 ・業界団体が策定したガイドライン等に明記されている取組であること ・その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組と認められること (2)新規性のある取組 ・新たな商品・サービスの開発・製造や、新たな販売・提供方法への転換等に関する取組 ・新たな生産工程・配送方法等に関する取組 ・新たなマーケティング手法に関する取組 (3)広島サミットに向けた受入環境整備の取組 ・外国人対応整備に関する取組 ・トイレ整備に関する取組取組	●R4.10/17～													■助成率:助成対象と認められる経費の9/10以内(千円未満切り捨て) ■助成額:上限30万円以内(下限10万円)	広島県飲食事業者チャレンジ応援事業事務局 TEL:082-248-6872		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年10月29日現在)

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広島市	補 広島市販路拡大等チャレンジ応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中で、現下の厳しい状況乗り越えるべく、事業計画を策定、販売促進・販路拡大の取組を促すことで、市内中小企業者等の事業維持・継続を図ることを目的とします。 本事業は、事業の維持・継続に向けた販売促進・販路拡大に向けた事業計画に基づく、市内中小企業者等の取組を応援するため、それに要する経費の一部を支給するものです。	大企業・小企業に問わず、市内に事業所を有する中小企業者等であることとします。 (1)中小企業者等であること (2)広島市内で事業を営んでいること。 (3)反社会的勢力排除に関する誓約事項のいずれにも該当しない者であること。 (4) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。(該当する者は、大企業とみなして対象者から除きます(みなし大企業))。 ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者 ⑤①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者	【対象事業】 事業者自ら策定した「事業計画」に基づいて実施する販売促進・販路拡大のための取り組みであること。 ＜対象となり得る取組事例＞ ・新商品をPRするための自社ホームページの作成 ・新たな販促用チラシの作成、送付 ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) ・売上拡大につながる店舗改装 ・ネット販売システムの構築 ・国内外の展示会、見本市への出席、商談会への参加 【対象経費】 対象となる経費は次の1～3の条件をすべて満たすものとなります (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 (2)公募開始日[令和4年9月13日(火)]以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費 (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 【対象期間】 事業実施の完了期限は令和4年2月10日まで															■支給率:4/5以内 ■支給上限額:100万円	広島市販路拡大等チャレンジ応援金事務局 TEL:082-542-2736	
	補 夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金	本市では、これまであまり活用されていなかった夜間・早朝の時間帯において、民間事業者等による新たなイベント開催等を支援することにより、観光客の誘客促進及び滞在時間の延長を図り、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復を促進します。	株式会社(旧有限会社も含む)、合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等の法人格を有する者	多くの観光客を集客し、夜間・早朝における広島市の観光振興につながる以下の事業とします。なお、同一の者による申請は、全体で1件までとなります。 ・A事業：定期的に実施する夜間・早朝のイベント ・B事業：夜間・早朝のイベント(単発実施可) ・C事業 C：夜間・早朝の観光資源のPR活動 【共通】 ○広島市内で実施される事業であること ○広く一般に開かれた事業であること(誰もが参加しやすいこと) ○交付決定日以降に開始し、令和5年2月28日までに終了する事業であること ○事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること 【A事業】 ○新規のイベントであること又は既存のイベントを拡充するものであること ○原則、同一の場所で定期的に実施すること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【B事業】 ○新規のイベントであること ○「夜間」又は「早朝」の時間帯を含むイベントであること 【C事業】 ○新規の取組であること ○「夜間」又は「早朝」に利用できる観光資源(店舗、施設等)をPRする内容であること														■補助率:4/5以内 ■補助限度額 A事業:2,000万円 B事業及びC事業:500万円	広島市 経済観光局観光政策部観光企画担当 TEL:082-504-2243		
	給 New 広島市公共交通事業者等支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中で、原油価格高騰の影響を受け、厳しい事業環境にある広島市の公共交通事業者等の事業継続を支援することを目的とする。	広島市内に本店、支店、または営業所等(以下「営業所等」という。)を置き、次に掲げるいずれかの対象事業を行う事業者であること。	【対象事業】 ・乗合バス事業: 広島市内を発地または着地とする路線を運行する一般乗合旅客自動車運送事業(乗車定員11人以上の車両による事業のみ) ※乗車定員11人未満の車両はタクシー事業として取り扱います ・貸切バス事業: 一般貸切旅客自動車運送事業 ・タクシー事業: 一般乗用旅客自動車運送事業(個人・福祉輸送事業限定・乗車定員11人未満の車両による一般乗合旅客自動車運送事業を含む) ・旅客船事業: 広島市内を起点または終点とする航路を運航する一般旅客定期航路事業・旅客不定期航路事業 ・トラック事業: 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業 ※特殊自動車、被けん引、二輪及びタクシー車両は除く															■支給額算定方法 各月補助単価×対象車両台数 または 対象旅客船トン数×申請分月数 ※各月単価は、令和3年9月を基準月とした各月の燃油費高騰率を基に実行委員会が算定 ※1回あたりの支援額は千円未満切り捨て	広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局 TEL:082-248-6857	
呉市	補 生産性革命推進事業に対する助成	新型コロナウイルス感染症の影響などを乗り越えるために、国が実施する「生産性革命推進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援	・令和2年度中に国の生産性革命推進事業において交付額の確定を受けた事業者で、市内に本社、本店、又は主たる事業所を有する者 ・補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担	(1)ものづくり補助金 中小企業・小規模事業者が、新製品や新サービスの提供のための機械設備購入やシステム構築にかかる費用の一部を助成 (2)持続化補助金 小規模事業者が、コロナ対策その他店舗の改装、ホームページ作成、チラシ・カタログの作成など販路拡大や生産性向上に取り組む費用の一部を支援 (3)IT導入補助金 業務の効率化などの付加価値向上に繋がるITツール導入を支援	(1)R2.5/22～														「コロナ特別対応型」及び「特別枠」で採択された事業については、事業者負担が1/10となるように助成金を交付(上乗せ)	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310	
	補 中小企業等事業再構築促進事業への追加支援	日本製鉄呉地区の休止方針やコロナ禍への対応等で事業の再構築に挑戦する事業者の方で、国が実施する「中小企業等事業再構築促進事業」において交付額の確定を受けた中小企業・小規模事業者の方に対する支援を行います。また、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、さらに加算措置を行います。	国の中小企業等事業再構築促進事業で採択を受け、呉市内で事業を実施したものが対象です。	・国の中小企業等事業再構築促進事業において交付額の確定を受けた事業者で、呉市内において事業を実施した者 ・市税の滞納がない者 ・呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者	R2.7/16～													■補助額 (1)最大300万円(事業者負担の1/10)を交付(上乗せ) (2)加えて、日本製鉄呉地区の関連事業者に対しては、影響度(日本製鉄との取引割合)に応じて、最大300万円を交付(日鉄加算) ※補助対象事業費から、国の補助額を除いた事業者負担分が対象です。	呉市 産業部商工振興課 TEL:0823-25-3310		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年10月29日現在)

所掌	事業の名称 給 補 New 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年			募集期間(→)					R5年			給付・補助金額等	問合せ先		
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月			12月	1月
竹原市	給 竹原市中小企業者等緊急一時支援金	コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等の負担を軽減するため、市内の中小法人・個人事業主や農業者・漁業者の皆さまに、市独自の支援金を給付します。	【対象者】 (1)市内にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する法人(資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人に限ります。)又は個人事業主のうち、次のいずれかに該当する者が対象となります。ただし、竹原市地域公共交通燃料費高騰緊急支援金の給付決定を受けた者は除きます。 ・国の事業復活支援金の給付を受けている者。ただし、当該支援金の受給にあたり、基準となった月の属する事業年度の売上の合計が120万円以上の者。 ・広島県の頑張る中小事業者月次支援金(令和4年1月分から3月分のいずれか)の給付を受けている者。ただし、当該支援金の給付にあたり、基準となった月の属する事業年度の売上の合計が120万円以上の者。 ・令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月(以下「対象月」という。)の月間売上が、平成31年1月から令和3年3月までの同月(以下「基準月」という。)の月間売上に比べて20%以上減少している者。ただし、基準月の属する事業年度の売上の合計が120万円以上である者。 (2)次期作付け等を検討している農業者であって、次に掲げる者のうち、令和3年分の農業に係る年間の売上が120万円以上である者。 ・認定農業者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。) ・認定新規就農者(今年度認定に向けて手続きを開始する者を含む。) ・集落営農組織 ・農業に係る所得が総所得の過半を占める個人 ・農業に係る売上高が総売上高の過半を占める法人 (3)芸南漁業協同組合又はその組合員である漁業者であって、漁業に係る対象月の月間売上が漁業に係る基準月の月間売上に比べて20%以上減少している者。ただし、基準月の属する事業年度の漁業に係る年間の売上が120万円以上の者。 (4)令和3年4月以降に創業した者のうち、市長が必要と認める者。 【支給要件】 次の全ての事項について誓約いただくことが給付の要件となります。 (1)竹原市暴力団排除条例に定める暴力団又は暴力団員に該当せず、社会的に非難されるべき関係も有していないこと。 (2)給付対象者の要件を満たし、次の不給付要件に該当する者でないこと。 ①法人税法別表第一に規定する公共法人 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者 ③政治団体 ④宗教上の組織または団体 (3)今後も事業を継続する意思があること。 (4)申請内容に虚偽はなく、不正受給が判明した場合には、支援金を返還すること。																

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補 給 New 補助金・助成金 給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年		募集期間(→)										R5年			給付・補助金額等	問合せ先
					1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
福山市	給 福山市中小事業者売上回復応援金(対象期間2022年1・2・3月分)	まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短 営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した 市内中小事業者に対して、応援金を給付します。	■給付対象者 まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が減少した市内中小事業者であって、次の全てに該当する者。 ① 福山市内に、本社があること。(個人事業主は住民票が福山市にあること。) ② 中小企業基本法、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律で定義する中小企業であること。(個人事業主を含む。) ③ 2022年対象月(1・2・3月)の各月における売上が2019～2021年同月の売上の30%以上減少していること。 ④ 2022年対象月において、「広島県感染症拡大防止協力支援金」の対象事業者でないこと。 ⑤ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第1号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 ⑥ 市又は市から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。 ⑦ 今後も事業を継続する意思があること。																		

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

所掌	事業の名称 補 補助金・助成金 給 給付金 New 新着情報
----	---

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年10月29日現在)

所掌	事業の名称	給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年募集期間(→)												R5年			給付・補助金額等	問合せ先																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
廿日市市	新事業創出等に取り組む事業者応援補助金		新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。	中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの ③ 市税等を滞納していないもの ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの	■交付条件 ① 補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること ② 商工会等に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること ■補助対象事業 補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。 (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業 (2) 販路開拓に関する事業 (3) 新たな分野への事業展開を行う事業 (4) 既存事業から業態転換をして行う事業 (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響に係る主な支援補助・給付支援金＜国・県 早見表（中小企業等向け）＞

公益財団法人ひろしま産業振興機構調べ
(令和4年10月29日現在)

所掌	事業の名称		給付金 新着情報	事業の目的	対象者	要件・対象分野	R4年												募集期間(→)			R5年			給付・補助金額等	問合せ先													
							1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																		
海田町	給			コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、経営に影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支援することを目的として応援金を給付します。	次のいずれにも該当する事業主が対象となります。 (1)町内に事業所を有する中小企業信用保険法に規定する中小企業者若しくは小規模企業者及び本業として事業を営む個人事業主であること ※ 事業収入が全収入の50%を超えるかどうかで判断します。 (2)今後も海田町内にて事業継続の意思があること。 (3)海田町税を滞納していないこと(令和4年2月末までが納期のものに限る)。 (4)暴力団等に関与していないこと (5)令和3年10月31日までに事業を開始しているもの。	令和4年3月から7月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、令和元年から令和3年の間の任意の同じ月(基準月)に比べて20%以上減少していること。 ■前年との比較が困難な事業者について 対象月の売上高が、令和3年11月から令和4年2月までの平均売上高と比較して20%以上減少していること。 ■減少率の計算式 (基準月の売上高－対象月の売上高)÷基準月の売上高×100＝減少率(%)																		・給付額: (法人)10万円 (個人事業主)5万円 ※1事業主あたり1回までの給付です。 ※ 当該事業主が複数の事業所を有している場合は、いずれか1つの事業所に係る給付に限りま	海田町役場 企画部魅力づくり推進課 TEL:082-823-9234														
	給						海田町感染防止対策・生活応援クーポン(第4弾)の取扱店舗に対し、感染防止対策を継続していただくため、事業全般に広く使える海田町感染防止対策協力を給付します。	■給付要件 (1) 海田町感染防止対策・生活応援クーポン(第4弾)の取扱店舗であること。 (2) 今後も町内において事業継続の意思があること。																			・給付額:1事業主当たり3万円 ※本協力は、一事業主当たり一申請となります。 ※複数の法人の代表者として給付要件を満たす場合においても、いずれか1つの身分を給付対象とし、その他の身分については給付対象としません。												
熊野町	給 New			コロナ禍において燃油価格高騰の影響を受けている運送事業者等の事業の維持・継続を支援するため、熊野町内で道路運送事業等を営む中小企業者に対し、支援金を給付します。	次の要件全てに該当する中小企業者(個人事業者を含む) ・令和4年10月1日時点で対象事業に必要な許可等を有し、交付申請時点で町内の本社または営業所等で当該事業を営んでいること ・交付申請後も町内で当該事業を継続する意思があること ・町内の本社または営業所等で対象車両を有していること ・町税等の滞納がないこと ・法令および公序良俗に反していないこと ・熊野町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当していないこと	<table><tr><th>対象事業</th><th>対象車両</th><th>支援金額</th></tr><tr><td>トラック運送事業 (貨物自動車運送事業)</td><td rowspan="2">事業用車両 (緑・黒ナンバー)</td><td rowspan="2">対象車両1台につき一律5万円</td></tr><tr><td>貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)</td></tr><tr><td>タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)</td><td rowspan="2">登録車両 (随伴車両)</td><td rowspan="2">対象車両1台につき一律2万円</td></tr><tr><td>自動車運転代行業</td></tr></table>	対象事業	対象車両	支援金額	トラック運送事業 (貨物自動車運送事業)	事業用車両 (緑・黒ナンバー)	対象車両1台につき一律5万円	貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)	タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)	登録車両 (随伴車両)	対象車両1台につき一律2万円	自動車運転代行業																					・支援金額 対象車両1台につき一律2万円、5万円	熊野町役場 政策企画課 「運送事業者等支援金担当」 TEL:082-820-5634
対象事業	対象車両	支援金額																																					
トラック運送事業 (貨物自動車運送事業)	事業用車両 (緑・黒ナンバー)	対象車両1台につき一律5万円																																					
貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)																																							
タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)	登録車両 (随伴車両)	対象車両1台につき一律2万円																																					
自動車運転代行業																																							
坂町	給			コロナ禍や世界の経済情勢の中で、原油価格や物価の高騰により、経費の増加分を売買価格の増加に反映することが難しい事業者や、段階的に売買価格の増加に反映させている事業者、また基幹産業である漁業者に対する事業継続を支援するため、町内事業者に対して支援金を交付します。	次の各号の要件にすべて該当する中小企業者(個人事業主を含む。)又は漁業者であること (1) 令和3年4月1日以前から事業を開始しており、事業収入を得ていること (2) 支援金の交付を受けた後においても、町内で事業を継続する意思があること (3) 個人事業主の場合、坂町民であること (4) 中小企業者の場合、売上高又は売上総利益額(粗利益)について、令和4年3月から令和4年6月までのいずれかの月の額が、令和元年の同月と比較して20%以上減少していること (5) 漁業者の場合、令和3年に漁業での収入実績があり、確定申告または町税の申告を行っていること (6) 町税等の滞納がないこと (7) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団員等でないこと ※ 中小企業者は、町内に本社または主たる事業所を有する中小企業(個人事業主含む)とします。 ※ 漁業者は、坂町漁業協同組合の組合員とします。																			支援金額 ・法人:1事業者につき一律20万円 ・個人事業主:1事業者につき一律10万円 ※ ただし、1回限りとします。	坂町 産業建設課産業係 TEL:082-820-1536														
北広島町	給			新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による原油価格高騰を受け、事業の運営に支障が生じている町内で運送事業等を営む中小事業者に対し、当該事業の維持又は継続のため、事業に要した燃料購入費用の一部を支援します。	・令和4年3月31日以前から町内において営業所等を置く中小企業者(法人・個人事業者)で、対象事業の営業に必要な許可を受けて事業を営むもの。 ・申請時点において営業を継続する意思のあるもの。 ・町税等の滞納がないもの。	<table><tr><th>対象事業</th><th>対象車両(リース含む。)</th><th>対象燃料</th></tr><tr><td>トラック・運送業 (貨物自動車運送事業)</td><td rowspan="2">・管理保管が北広島町内である車両 ・事業用車両(緑・黒ナンバーのみ)</td><td rowspan="2">・ガソリン ・軽油</td></tr><tr><td>貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)</td></tr><tr><td>タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)</td><td rowspan="2">登録車両(随伴車両のみ)</td></tr><tr><td>自動車運転代行業</td></tr></table>	対象事業	対象車両(リース含む。)	対象燃料	トラック・運送業 (貨物自動車運送事業)	・管理保管が北広島町内である車両 ・事業用車両(緑・黒ナンバーのみ)	・ガソリン ・軽油	貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)	タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)	登録車両(随伴車両のみ)	自動車運転代行業																					■支援金額 令和3年10月から令和4年7月までの10ヶ月間に対象車両の運行のために購入した燃料数量(リットル)に6円を乗じた額。 ※1台当たりの上限額10万円、1事業者当たり上限額200万円。 対象車両を複数台有する場合は、1台毎に算出した額の合算となります。	北広島町 商工観光課 TEL:050-5812-8080 北広島町商工会事務局 TEL:0826-72-2380	
対象事業	対象車両(リース含む。)	対象燃料																																					
トラック・運送業 (貨物自動車運送事業)	・管理保管が北広島町内である車両 ・事業用車両(緑・黒ナンバーのみ)	・ガソリン ・軽油																																					
貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送事業)																																							
タクシー・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送事業)	登録車両(随伴車両のみ)																																						
自動車運転代行業																																							
神石高原町	飲食・宿泊等事業者に対する支援	給 雇用維持支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊事業者の雇用継続を支援するため、社会保険料の事業者負担相当額(令和3年10月～令和4年3月分)の一部を助成します。	飲食・宿泊事業者で、雇用保険加入者分																				■助成額:1事業者最大10人、1人3万円を上限(に6カ月分を助成)	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351														
		給 緊急支援	新型コロナウイルスにより特に影響を受けた飲食・宿泊等事業者(雇用保険加入事業者を除く)について、減少額の8割を支援。	令和3年5月から8月の売上(月平均)が、令和元年同期と比較し20%以上減少している事業者。																			■助成額:1回のみ上限30万円	神石高原町 政策企画課 TEL:0847-89-3351															

※本早見表は各機関が公表しているホームページから引用しています。各制度をご活用される際は、各機関にお問い合わせください。